

平成30年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第4号）						
招集年月日	平成30年6月12日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年6月15日 午前10時22分			議長	山口和幸
	散会	平成30年6月15日 午後3時06分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	7番 森岡勉 8番 豊永喜一					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第 3号 あさぎり町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 あさぎり町ヘルシーランド条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 町道の路線認定について
- 日程第 6 議案第 8号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 9号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第10号 ヘルシーランド改修工事（建築工事・機械設備工事）請負変更契約の締結について
- 日程第 9 報告第 7号 平成29年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第10 報告第 8号 平成29年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 9号 平成29年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について
- 日程第12 報告第10号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第13 同意第 1号 あさぎり町教育長の任命同意について
- 日程第14 同意第 2号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第15 同意第 3号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第16 同意第 4号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 同意第 5号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第18 同意第 6号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第19 広報調査特別委員会委員の辞任について
- 日程第20 広報調査特別委員会委員の選任について
- 日程第21 発議第 1号 地域公共交通調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第22 発議第 2号 防災拠点整備調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第23 特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について
- 日程第24 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3号 あさぎり町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 あさぎり町ヘルシーランド条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 町道の路線認定について
- 日程第 6 議案第 8号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 9号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 8 議案第 10 号 ヘルシーランド改修工事（建築工事・機械設備工事）請負変更契約の締結について
- 日程第 9 報告第 7 号 平成 29 年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第 10 報告第 8 号 平成 29 年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 9 号 平成 29 年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について
- 日程第 12 報告第 10 号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第 13 同意第 1 号 あさぎり町教育長の任命同意について
- 日程第 14 同意第 2 号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 15 同意第 3 号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 16 同意第 4 号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 17 同意第 5 号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 18 同意第 6 号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 19 広報調査特別委員会委員の辞任について
- 日程第 20 広報調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 21 発議第 1 号 地域公共交通調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 22 発議第 2 号 防災拠点整備調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 23 特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について
- 日程第 24 議員派遣の件について

午前 10 時 開 議

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼、おはようございます。着席ください。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 3 号

◎議長（山口 和幸君） 日程第 1、議案第 3 号、あさぎり町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日もどうぞ皆さんどうぞよろしく願いいたします。提案いたします。議案第 3 号、あさぎり町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。学校教育法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第 3 号について御説明申し上げます。説明につきましては、最終ページ 2 ページでございます。新旧対照表により御説明申し上げます。本改正条例につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、自己啓発休業の取得可能となる大学等の過程を履修する場合の教育施設を定めておる第 4 条中の法の引用力所の改正を行うものでございます。第 4 条の学校教育法それぞれの法を条項を変えているものでございます。この改正条例につきましては、改正学校教育法の施行日と同日であります平成 31

年4月1日から施行するものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第4号、あさぎり町ヘルシーランド条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第4号、あさぎり町ヘルシーランド条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。町民の健康と地域のニーズに応じた憩いと語らいの場としての温泉施設とするため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。議案第4号につきまして説明をいたします。今回の一部改正条例につきましては、あさぎり町ヘルシーランドのリニューアルに伴いまして、本条例の一部を改正するものとなっております。3ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。第3条、第4条の改正部分につきましては、今回の改修工事で、撤去しましたクラフト館と施設内のトレーニングルームに関する部分を削除するものとなっております。第6条に規定する休館日につきましては、月曜日を水曜日に改めるものです。このことにつきましては、人吉球磨管内の公共温泉施設の休館日が月曜日が多いということから、集客効果があると判断させていただきました。次の4ページ、中ほどの第7条第3項から、次のページの第17条までの条文で、「使用」を「利用」に改めるものですが、自治法に規定する公の施設の記述表記に基づきまして、「使用」を「利用」に改めるものです。ふれあい福祉センター条例との同様の表記に改めまして、この表記の整合性を図るものとなっております。6ページからは別表となりますが、別表第1につきましては、クラフト館の部分と関連する注意書きの部分を削るものとなっております。次の別表第2からは、料金の改定となります。まず、入館料について、大人310円を400円。70歳以上、210円を300円。障害者、210円を300円。中学生以下の子供210円を250円。共通券を定期券に改め、1万290円を1万6,800円。次の7ページをお願いいたします。回数券につきましては、町内・町外同じく3,090円を4,000円。無料とする規定部分でございますが、3歳を小学生に改め、小学生未満については無料とする内容となっております。カラオケボックスとトレーニングセンターの条文は、リニューアルに伴いまして廃止するため削るものです。次の大広間につきましては、「利用」を「使用」に改め、半分以上、2,060円を半分未満、2,100円に、次の4,110円を4,200円に改め、次の行から次のページの最終行までを削るものとなっております。これにつきましては、カラオケボックス、トレーニングセンター、和室、クラフト館を廃止したことによるものとなっております。今回の改定料金につきましては、リニューアル後

の浴室や洗い場などの面積の規模が、従来の約1.5倍となることを踏まえ、オープン後における利用者数、利用料収入を過去3年間の平均の約1.2倍程度と見込ませていただきました。新しい料金での利用人数を過去3年間の平均より、約1万6,000人程度、料金につきましては1,250万円程度増収となる試算を行いました上で、設定をさせていただいた次第でございます。なおオープン後につきましては、利用者数を初め、ボイラーなど機械設備等を新しく更新をしましたので、特に、光熱水費関係など管理運営に要する経費についての実績検証を行い、平成31年度からの資料として反映していくこととしております。なお、施行日につきましては、公布の日とさせていただきます。オープンに日に合わせて施行する予定となっております。以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番、皆越てる子議員。

○議員(10番 皆越 てる子さん) はい、10番です。3条ですね、クラフト館が解体されましたので削除というのはわかります。そのあとにですね、陶芸される方が数名おられますので、元の森林組合のほうに移転するようになりましたというようなご説明であったかと思います。そこで森林組合を今度から使われるといたしましたら、要綱とか使用料の設定については、お考えされておられますでしょうか。

◎議長(山口 和幸君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい、撤去しましたクラフト館の扱いと同様に考えているところでございます。なお元森林組合の事務所の使用に關しましての維持管理経費につきましては、当生活福祉課のほうに料金を上げていただきまして、対処するようにしているという計画でございます。今のところ以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 皆越議員。

○議員(10番 皆越 てる子さん) はい、公の施設ですのでやはり数名の方が使用されるのであれば、やはり使用料とかもいただいて運営に当たっていただきたいと思います。以上です。

◎議長(山口 和幸君) ほかにございませんか。質疑ありませんか。4番、橋本議員。

○議員(4番 橋本 誠君) ページ6ページの1万6,000円の定期券についての質問ですが、今回ですね、私の中で全員の議員の中で私が1番温泉に行っていると思いますが、金額的にですね、私がなぜ言ったかというですね、1万6,800円になった経緯を先ほど来説明がありましたが、今回ですね、金額的に急に上がったので、そこに関してのいろんな説明をまずは住民の皆さんにさせていただきたいと思います。

◎議長(山口 和幸君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい、ただ今のご質問ですけれども、料金の今回の改定につきまして、利用者の方への懇切丁寧な説明につきましては、受付等に当たる職員等に周知等を行いまして、受付ばかりではなくですね、当課職員につきましてもお尋ねにこたえられるような情報の共有を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) ほかにありませんね。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。橋本議員。

○議員(4番 橋本 誠君) 私はですね、今回の改定がですね、金額的に高いとは思わないんですが、ただですね、大人の場合ですね、大人の方は400円で老人の方が70歳以上の方が300円という観点からすればですね、私は通常ですね今温泉に行かれる人は、データのちよつとはつきりわからないんですが、私が行く限り70歳以上の人は結構おられます。その人たちのですね負担今回の負担に関しては、1万290

円から1万6,800円になれば、5,000円ぐらい5,000以上ですね、上がります。そうなったときの負担も厳しくなりますし、その分を考えた上でですね、今回私は400円に対して、仮に3カ月とすれば400掛ける90で大人は3万6,000円です。そうすると、70歳以上の人が300円で900円で300円の90日で2万7,000円です。そうすると、そのとき1万6,800円を各引けばですね、1万1万200円と、70歳以上が1万200円、大人の人は2万7,000円になります。そうしたときにですね、差額が非常に優遇率が高くなって、70歳以上の人がいろいろ優遇されていないと思いますので、できればそのところがですね、高いと思うんで私は今回反対いたしました。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 賛成討論ありませんか。加賀山委員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、賛成討論いたします。今回、特別委員会をつくりまして、議会のほうもみんなで検討してまいりました。その中で1番、私としては今回大きな進歩と思いますのは、ほかの町村も3歳未満児の無料化ということでしたが、今回、小学生未満児の無料化っていう点を打ち出させていただきました。あさぎり町は子育てしやすい、若者にもやさしいまちづくりっていう面で非常に今回子供たちを連れて地元の温泉を利用していただく方がふえるほうに目が向くのではないかと思います。また、今回のですね、4番議員が心配していらっしゃる場所もありますが、また執行部の説明の中で、サービス面での充実も考えていただいているという報告を受けておりますので、今回の条例に関しては賛成いたします。

◎議長（山口 和幸君） 反対討論ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第5号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第5号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。議案第5号について、説明をいたします。今回の一部改正条例につきましては、本条例の上位法令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに基づきまして、改正を行うものとなっております。改正の趣旨といたしましては、放課後児童支援員の資格要件の拡大を行うことを目的として、今回改正を行うものでございます。2ページの新旧対照表をもって説明をさせていただきます。まず第1条の中で、括弧内の追加表記ですが、現行の条例に根拠となる省令の施行年と番号記載がありませんでしたので、今回の改正にあわせて明記するものとなっております。次に、第10条第3項は各号において、支援員としての要件を規定している条項となっておりますが、第4号では教員関係の要件となっております。改正する条文の内容表現において、現在の教員免

許制度におきましては、免許の更新制が導入されておりますので、更新のための講習を受講しなければ、教諭となることはできないとされておりますが、放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した人であれば更新講習を受講していなくても、省令に規定する支援員の要件を満たすものとする内容となっております。第10号につきましては、今回の改正で追加されたものでございまして、5年以上の従事経験があり、町長が適当と認めたものとなっております。ちなみに、新旧対照表には記載をしておりますが、一つ前の第9号につきましては、高等学校卒業者であって、2年以上の類似する事業従事経験者という規定になっております。したがって、第10号の追加規定によりまして、高校を卒業していない人であっても支援員となることができるよう基礎資格を拡大する内容となったものでございます。なお、今回の改正の趣旨は、現行の支援員の基礎資格の基準を緩和する内容の改正であるということでございますので、本改正条例の施行の日、公布の日から施行するとしておる次第でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） 2番、難波です。今話を聞きまして、教員免許の更新をされてない方も、この支援員の仕事ができる、あるいは高卒以上であればできるということでもございました。現在ですね、子供たちの学力、そして学習に対する意識というものは、以前に比べて少しずつ低下をしております。そういう中で、支援員として指導して下さる方ですね、質といいますか、そういうレベル、そういうもののキープが本当にできるものなのかどうか少し不安に思いましたので質問させていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、放課後児童クラブにおける支援員の資質の点につきましては、毎年一定以上の研修を受講しなければならない。省令に基づきまして1クラブ2名の資格を有する支援員を置くことが義務づけられております。なお、前後しましたが、熊本県において定期的な研修を受けるということになっておりますので、その点につきましては申し添えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） はい。それではですね、子供たちの将来がですね、きちんとこのあさぎり町内で幼少時期、そして児童の時期にですね、きちんと育てられますように、支援員の皆様の研修等ですね、充実させていただいて、この条例を施行していただければと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） はい、ほかに。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第6号、あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第6号、あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について、

提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町産業用地を分譲したため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、議案第6号につきまして説明いたします。最終ページの新旧対照表にて説明いたします。上地区産業用地の売買が成立いたしましたので、その上地区産業用地を削除するものであります。以上です。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行いません。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第7号、町道の路線認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第7号、町道の路線認定について提案いたします。提案理由を申し上げます。町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。では、議案第7号の説明をいたします。議案書の裏面をお願いいたします。別紙でございますが、町道認定路線といたしまして、路線名が並木吉井線でございます。起点・終点ともに免田東字吉井でございます。次に図面をおつけしておりますが、太い矢印で表した区間でございます。町道吉井下道線から町道下道住宅支線までの道路182.8メートルの区間の町道認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これから討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案第8号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第8号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

●町長（愛甲 一典君） 議案第8号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第2号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入です。歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,845万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,570万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） おはようございます。平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第2号を説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条第2号から朗読させていただきます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。地方債の補正第3条、地方債の追加及び変更は第3表地方債補正による。次に5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。4件、総額で5,396万1,000円を追加するものでございます。詳細は担当課から説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。まず、追加といたしまして、児童福祉施設整備事業1,690万円でございます。中球磨幼稚園の建てかえに伴います町負担金分を、過疎債により充当するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおりでございます。次に、下段の変更でございます。表右側の欄、補正後の限度額でございますが、林道整備事業がゼロとなります。林道日栗線につきまして今年度は補助金が見つからないということで、事業を取りやめて来年度行うということで1,200万円の減額となっております。次が学校施設整備事業、3億3,530万円です。免田小のトイレ改修工事につきまして、国庫補助金が見つかることになりましたので、その分の起債額1,700万円を減額するものです。次の社会教育施設整備事業は、上総合運動公園体育館及び武道館の改修工事の1億4,700万円の追加となります。補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。次に9ページをお願いいたします。企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入でございます。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源として4,029万3,000円、普通交付税を充当したものでございます。下段の目1総務費国庫補助金の節3地方創生推進交付金950万6,000円でございます。交付金の内示があったものでございまして、この交付金につきましては、当初予算の農業振興費の、クリの里づくり委託料、農業支援センター運営補助金に事業費の2分の1を充てるものでございます。次ページをお願いいたします。最下段の款21町債につきましては、先ほど第3表地方債補正で説明したとおりでございます。次に歳出でございます。13ページをお願いいたします。人件費につきましては、総務課から説明がございますので、よろしくお願いいたします。ページ中ほどの目8電子計算費。電算機器使用料でございます。ペーパーレス会議のためのタブレットの導入に伴い、本庁舎及び議場の

Wi-Fi環境無線LANアクセスポイントの増強が必要となりますので、本庁舎3カ所の増強を行います。その使用料を計上するものでございます。次にその下、目17ふるさと寄附対策費のふるさと寄附管理システム改修委託料でございます。ふるさと寄附につきましては、ふるさとチョイスというサイトを使って、昨年度まで実施してきましたけれども、ふるさと寄附の増加を見込むためには、入り口が多いほうが良いということで、郡市内で他の市町村が活用している「さとふる」というサイトを追加し、あさぎり町のふるさと寄附の入りのサイトを一つ増加させることにいたしました。このさとふるにつきましては全国で346自治体が加入しているサイトでございます。このため、既存のシステムとデータの連携が必要となりますので、現在使用しているふるさと寄附管理システムの改修を行いますので、その改修経費でございます。以上で企画財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） それでは続きまして、総務課所管分を御説明申し上げます。総務課所管では、歳出予算において、給与費の補正を行っております。今回の補正は、本年4月1日付けの人事異動による組み替えや市町村職員共済組合負担金率の引き上げによる補正を行っていることから、給与費を支出する科目全般にわたり補正するものでございます。よって、一括して各科目での説明は省略させていただきます。24ページからの給与費明細により御説明させていただきます。また給与費の補正はありませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新たな教育長制度に伴う職区分の変更を行っており、この点につきましても、給与費明細により御説明させていただきます。では24ページをお願いいたします。まず、特別職の表では、町等において職員数を1人の増とし、給与費及び共済費を増額しております。これは先ほど申しあげました改正法の経過措置の終了により、教育長は一般職から特別職に区分されることになり、経過措置終了後の教育長に係る給与費及び共済費を一般職から特別職に変更を行うものでございます。次ページの25ページ、一般職でございます。今回本年4月1日付けの人事異動による科目間会計間の組み替え及び諸手当の支給要件の変更による補正、合わせて市町村職員共済組合による短期給付での介護負担金、長期給付での厚生年金負担金の率の引き上げによる所要の額の補正を行うこととしております。当該表の比較の欄に補正の総額を示すものでございます。最後に26ページでは、共済費を除く給料及び職員手当の補正の増減事由別内訳を示すものでございます。今回の補正の自由はすべてその他の増減分とするものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 税務課所管分を御説明申し上げます。13ページをお願いいたします。再下段の目2賦課徴収費、節13委託料の地方税共通納税制度対応システム改修委託料、123万2,000円でございます。現在、インターネットで法人税の申告や、給与支払い報告などを行っておりますが、システム中でエルタックスといいますが、地方税法の改正によりまして、平成31年10月から税の納付も可能ということになります。そのエルタックスの情報を本庁の基幹システムでありますRKKシステムに取り込むためのシステムの改修費用でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。それでは町民課所管の補正予算について御説明申し上げます。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。上の2件になります。戸籍総合システムソフトウェア保守業務、限度額、1,328万1,000円。戸籍総合システム機器保守業務、限度額200万5,000円でございます。期間はいずれも平成31年度から平成35年度まででございます。戸籍総合システムの機器の更新に当たりまして、安定的な運用を行うため、使用期間を60カ月として新たに契約を結ばさせていただくものでございます。15ページをお願いいたします。歳出から先に御説明をさせていた

だきます。上段の目5国民年金事務費でございます。節13委託料、86万9,000円でございますが、電算システムの改修委託料でございます。国民年金、制度改正に伴いますところのシステムの改修費用でございます。内容は、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除への対応、それから、免除申請様式及び学生納付特例申請様式の見直しに係るものでございまして、これに要する費用につきましては、国民年金事務取扱交付金として交付されるものでございます。続きまして歳入です。9ページをお願いいたします。3枠目の目2、民生費国庫委託金の節2国民年金事務委託金です。歳出のほうで御説明させていただきました国民年金制度改正に伴いますところのシステム改修に要する費用への交付金でございます。以上で、町民課所管の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい。それでは、生活福祉課所管分の補正予算について説明をいたします。今回の補正予算につきましては、認定こども園の施設整備事業に伴います債務負担行為、国県の補助金、起債及び町の補助金並びにヘルシーランドリニューアルオープンに伴うセレモニー関係の経費となっております。まず5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正の3枠目、保育所等整備事業費補助金として、平成31年度分3,763万5,000円をお願いしております。中球磨幼稚園の施設改築事業が本年度と次年度の2カ年間にわたり実施されることに伴う次年度交付予定額となっております。次の枠で救護施設複合機、賃借として平成31年度から35年度までの104万円をお願いするものです。事務用コピー機の老朽化に伴いまして、更新を行う機器のリース料の次年度からの支払い分となっております。9ページをお願いいたします。歳入で2番目の枠、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉総務費補助金、保育所等整備交付金で、2,380万6,000円を計上いたしております。中球磨幼稚園の改修事業に伴います厚生労働省国庫支出金で本年度交付予定として計上したものでございます。次に、1番下の枠目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金、認定こども園施設整備補助施設整備交付金として1,452万7,000円を計上いたしております。国庫支出金と同様、中球磨幼稚園改修事業に伴います文部科学省財源分が熊本県経由で県補助金として交付されるものでございまして、本年度交付分を計上したものととなっております。続きまして、歳出15ページをお願いいたします。中ほど、目7社会福祉施設費で、今回117万5,000円の追加をお願いいたしております。節11、需要費で細節の消耗品費につきましては、主にヘルシーランドリニューアルオープンに伴う記念タオル代、食糧費はお茶代、印刷製本費は、施設のパンフレット印刷費用を計上したものでございます。また、修繕料は、ふれあい福祉センターのエントランス部分の空調設備が故障いたしまして、取りかえを早急に行う必要がございましたことから、現行予算と予備費の充用で対応したことに伴いまして、今後の所管する施設の維持管理に必要な修繕料の追加をお願いしたものでございます。節12役務費はPRのための地元新聞への広告料、節13委託料は、リニューアルオープンの掲示看板製作費用となって製作の委託料となっております。節14使用料及び賃借料はテープカット用品など式典に必要なもののリース等賃借料となっております。下の枠で、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金、保育所等整備事業補助金、5,639万7,000円につきましては、歳入で説明いたしました中球磨幼稚園整備事業補助金として国県支出金及び起債借入額を含めた町の負担分を本年度における補助金として計上したものととなっております。次の16ページですが、項3救護施設につきましては人件費関係ですので説明を省略させていただきます。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(出田 茂君) 高齢福祉課所管分の補正について説明いたします。歳出になります。14ページをお願いいたします。下の枠の目2老人福祉費、最下段になりますが、28繰出金、介護保険特別会計繰出金63万6,000円を増額します。これは、介護保険指定事業者等管理システムの導入に係る分です。

システム導入の詳細につきましては、この後の介護保険特別会計の補正で御説明申し上げます。また、この費用については、事務費となりますので、全額町の負担となります。以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農業委員会所管分について説明いたします。歳出のほう、17ページをご覧ください。一番上の欄、目1農業委員会費、節23償還金利子及び割引料の機構集積支援事業県補助金返還金について、補助金交付額が215万2,000円でしたが、最終的に実績額が193万4,000円となったため、県へ返納するものです。以上で、農業委員会分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、農林振興課所管分の補正予算につきまして説明いたします。歳入からとなります。9ページをお願いいたします。4枠目の目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の新自給システム推進事業費補助金の減額は、国の農業政策による水稻作付配分の廃止を受け、新たな事業取り組みにより減額を行うものです。次に、産地パワーアップ事業補助金の3,408万4,000円につきましては、球磨イチゴ高設組合と球磨イチゴ生産組合並びに球磨大菊管理組合が実施する生産資材の導入、農業施設等のリース導入に取り組むため、JAくまが事業を取りまとめ、あさぎり町の再生協議会が窓口となり、その後の事務は町が事業を行うものです。水田産地化総合推進事業費補助金61万円は、先ほど説明いたしました新需給システム推進事業に代わるものでして、需要適合生産推進事業での主食用米生産状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、産地戦略確立支援事業での産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策との調整などの事務を今後進めていくもので、歳出の目8、水田農業経営確立対策事業費へ充当するものです。その下の節3林業費補助金の単県林道改良事業補助金につきましては、須恵地区の林道日栗線法面改良工事を予定しておりましたが、今年度の事業が不採択となり、次年度への事業採択の予定で業務を進める計画であるとの連絡を受け、減額をするものです。10ページをお願いいたします。2枠目の目4産業活性化基金繰入金の7,000万円のうち5,000万円につきましては、農林振興課で事業を行います農業施設機械整備事業に活用させていただくものとなります。続きまして歳出となります。17ページをお願いいたします。下のほうで、目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金、農業振興補助金の5,462万9,000円の増額につきましては、平成29年度から3年間の事業として、農業施設機械整備事業を進めておりますが、昨年度は83件の要望で、補助金額が5,922万7,000円となったところですが、今年度の事業希望者を調査したところ、要望件数107件で、補助金総額が7,462万9,000円と多くの担い手農家から農業振興事業への要望をいただきました。当初予算では、2,000万円を計上し準備をしたところですが、今回、産業活性化基金を活用させていただき、不足分に対する追加補正をお願いするものです。目8水田農業経営確立対策事業費、節19負担金補助及び交付金、産地パワーアップ事業補助金は、JAくま管内を対象とし、球磨イチゴ高設組合と球磨イチゴ生産組合が実施する生産資材の導入、農業機械等のリース導入事業を14戸が取り組むもので、補助金額が、1,473万6,000円。球磨大菊管理組合が実施する生産資材の導入、農業機械等のリース導入を12戸が取り組むもので、補助金額が1,934万8,000円の総額3,408万4,000円を各組合へ交付するものです。あさぎり町の関係農家の戸数及び事業内容は、イチゴの関係で3戸、電照施設、暖房機、炭酸ガス発生装置の導入を行うものです。また、菊関係では5戸が取り組み、内張りカーテン、日長調整シェード、かん水施設、遮熱資材、暖房機、埋め立てマルチ機の導入を行うものです。次に、需給適合生産推進事業費補助金は、先ほど歳入で説明しました水田産地化総合推進事業費補助金から、40万4,000円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策との調整などを検討していくものです。18ページをお願

いたします。2 枠目の目 1 林業総務費、節 1 9 負担金補助及び交付金、林業活性化協議会負担金は、球磨中央地区林業活性化協議会への負担金で、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの 3 年間、スマート林業構築実践事業を管内 4 市町村、人吉市、山江村、錦町、あさぎり町と森林組合等で組織し、管内の森林について、航空レーザー測量を実施し、解析を行い、伐採や作業道開設の省力化や、需給のマッチングなどによる流通システムの簡略化によるコストダウンを図るために、関係市町村と森林組合で 1 0 万円を負担し合い、協議会の運営を行うものです。次に目 3 公有林整備事業費、節 1 7 公有財産購入費につきましては、上地区の分収林買い上げを行うもので、神殿原地区の 6 件分となります。面積が、3. 6 9ヘクタールの買い上げ金額 4 0 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。目 8 林道新設改良事業費、節 1 3 委託料と次ページの節 1 5 工事請負費につきましては、歳入で説明いたしました須恵地区の林道日栗線法面改良工事が、今年度不採択となったことから減額を行うものです。以上で、農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、商工観光課分の説明をいたします。まず歳入の 1 0 ページをお開きください。2 段目に、目 4 産業活性化基金繰入金 7, 0 0 0 万とありますが、このうち 2, 0 0 0 万を商工観光課分としております。この財源をもとに、歳出につきましては 1 9 ページをお開きください。3 段目に、目 1 定住促進費、節 1 9 負担金補助及び交付金、産業用地企業振興補助金 2, 0 0 0 万を計上させていただいておりますが、これにつきましては、産業用地を取得し、工場等を新設・増設した場合、補助率 2 分の 1 で、上限 2, 0 0 0 万円の補助金を出すものであります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは建設課所管分の補正予算について御説明申し上げます。歳出です。1 8 ページをお願いいたします。上から 1 枠目でございますが、目 1 9 清願寺ダム管理費です。節 1 3 委託費 1 4 万 1, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。清願寺ダムのデータ、諸水位や流入量、配水量、時間雨量などのデータの受信装置が、現在、総合福祉センター 1 階の農林振興課内に設置されております。清願寺ダム管理業務は、今年度から建設課所管となりましたので、ダムデータ装置受信装置を総合福祉センター 2 階の建設課内に移設するための設置費の増額をお願いするものでございます。以上、建設課所管分の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 続きまして、教育課所管について説明申し上げます。歳入、9 ページをお願いいたします。2 枠目、目 8 教育費国庫補助金、節 1 学校施設環境改善交付金です。地方債補正のところで説明がありましたとおり、免田小学校のトイレ改修工事の一部が交付金対象になりましたことから、その金額を計上しております。一番下の枠で、目 8 教育費県補助金、節 1 教育費県補助金 1 0 万円です。本年度と 3 1 年度の 2 年間、あさぎり中学校におきまして、学校体育健康教育関係研究推進校といたしまして、研究に取り組むこととなりましたので県からの補助金となります。次のページをお願いいたします。3 枠目で目 3 雑入、節 1 雑入です。あさぎり中学校の学校体育健康教育関係研究推進校の研究費といたしまして、県の P T A 教育振興財団、それから、県学校保健会から、それぞれ 1 0 万円の計 2 0 万円をいただくものでございます。歳出です。2 1 ページをお願いいたします。2 枠目、項 2 小学校費の目 1 学校管理費につきましては、小学校のトイレ改修工事に国からの交付金がつきましたことから、財源更正を行っているところです。下の段、項 3 中学校費の目 1 学校管理費です。節 8、報償費から節 1 2 の役務費まで、あさぎり中学校の学校体育健康教育関係研究推進校としての補助金額と同額の支出経費 3 0 万円を計上しております。ただし、節 9 旅費の費用弁償の 1 0 万 7, 0 0 0 円のうち、特別支援教育支援員の通勤手当分 2 万 7, 0 0 0 円を含みまし

て32万7,000円としております。最下段、目2公民館費、節11需用費の修繕料につきましては、せきい館の消防設備の誘導灯を修理いたしまして、利用者の安全確保に努めるものです。次のページをお願いいたします。節19の負担金補助及び交付金ですけれども、各行政区の公民分館の施設整備に対します補助金として計上しております。地域活性化交付金の活用ということで、今回、30行政区からの申請となっております。目3文化財保護費、節13委託料です。丸池リュウキンカ公園の古くなりました看板の修復、それと新規政策分の委託料を計上させていただいております。節19負担金補助及び交付金につきましては、秋時観音堂の防犯設備対策に対する補助金です。秋時観音におきましては、平成16年度に十一面観音立像の保存修理、それから29年度に脇侍2体の保存修理が完了しておりますけれども、総額400万円ほどの費用をかけましての修理費となっております。盗難に対する不安感を増しておられまして、地区でも早急に盗難防止の対策を講じたいとの要望がございましたことから計上しております。下の段になります。目2体育施設費ですが、節13の委託料、それから節15の工事請負費につきましては、上総合体育館と武道場の改修にかかります管理委託料と工事費となります。両施設とも指定避難所となっておりますことから、非構造部材の耐震化対策、それとアスベスト使用部材の撤去などを含めた全体的な改修費用となっております。最下段、目1給食センター運営費ですが、23ページのほうをお願いいたします。節15の工事請負費につきましては、センター内に冷凍庫と冷蔵庫がございますけれども、その冷媒配管に巻いてあります断熱材が、経年劣化におきまして、結露が起きる状況となりましたので、その断熱材の交換などの工事費を計上しているところです。以上、教育課所管の説明を終わります。どうかよろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 17ページの農業振興費についてお尋ねしますが、これは前回一般質問等でも出ておりましたけれども、当初予算の2.5倍の補正であります。希望者が大変多かったということですが、昨年度から実施しているわけですが、これも昨年からです、補正を組まなければならぬような農家からの要望が上がって、今回もそうありますが、非常にこのあたりの要件といいますか、緩やかに設定されておられた結果がこういう結果になってくるんだらうというふうに私は思うんですが、来年度も同じような要件でそういう農家の方々の申請を受け付けるような形をとられるんでありますか。やはり私はもともと農家自体がですね、足腰の強い農家に自立してほしいという思いも一方あります。これだけの金額というのは、一方ばらまきのような感じも受けるわけですが、これで本当に所得がどれだけ向上するんだらうかというふうにも考えます。その辺の追跡は、される予定というのはあるんでしょうか。その2点をお伺いしたいんですが。

◎議長(山口 和幸君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい。ただいまの質問ですけれども、今回も多くの農業者の方々から要望をいただいております。来年度につきましても、今回同様の内容で要綱を作成しておりますので、3年間につきましては、申請をいただくような形をとりたいというふうに考えております。今後につきましては、農家の方々に3年間の追跡調査は行うようにしておりますが、所得の向上とか出てきましたけれども、やはり、農家の方々ですね、今後農地を守るというようなところも我々は期待をしているところであります。その中で所得の向上が図られるようであればですね、こちら、本当にこの事業をしてよかったというふうに思っておりますけれども、そういった確認をしながら、その3年間につきましてはですね、不公平がないようにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

◎議長(山口 和幸君) 溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 農地を守るということですから、周辺部特に山間部であるとかそう

いったところについてどれだけの方々が要望されたのか、それはちょっと私どもは私は確認しておりませんが、その辺はやっぱりしっかりと調査をしていただきたいというふうにも思うわけですね。そしてなおかつ、今後3年、来年度までという話ですが、当初ですよ。予算のこの組み立て方からすると、もっと事前に把握をしながら、速やかにですね、予算を当初予算で組むんだったら、みんな私は現状待っておられるんじゃないかなって思うんですよ。こういう要望された方々は、ですから、やはりその辺はしっかりと調査をした上で、当初予算で対応できるようにしてあげないと農家の人からすると非常に期待してるんだけど、ほんとに買えるのか買えないのかわからんというように現状聞いております。ですから、来年度はですね、こういうことのないように当初予算でしっかりと希望をとりながらも、対応をできるようにしていただきたいと思うんですがね。いかがですか。

◎議長（山口 和幸君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） 3年目なんですけれども、につきましては、今年度中に1度要望は受けたというふうに考えているところです。この事業する前に調査はしていたところなんですけれども、国の事業につきましては申請件数をもとにこちらで計算はしたところだったんですが、試算をですね、したところだったんですけれども、やはりこれまで国の補助、県の補助に申請をされない農家の方もたくさん申請をいただきましたので、そうしたところまた調査しながら、年度内に確認して、次年度の当初予算に準備したいというふうに考えているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 1番、市岡です。ページ2ページの教育課にお尋ねいたします。1番上段のですね、公民館施設整備補助金、いよいよ今年活性化基金を利用して、各公民館でさまざまな活性につながるような活動を行われるかと思えますけれども、30行政区といろいろ区長さんたちとも話をしますと、やはりあのアイデアの行き詰まりもあったりとかですね、ほかの以前ちょっとあの途中まで出されている区の様式をちょっとありますもんですから、ああこういうこともするんだなっていうこともありました。今後ですね、途中で5年間の計画の中に、やはり組み込みたいとか、またアイデアが出たという場合の考え方と、あとはそれを含めて企画財政課の広報紙等ですね、やはりこの活性化にこのお金で地域の活性が見えるような広報紙に特集を上げる等、いろいろな活動に生かしていただきたいんですけれども、その辺のなんて言いますか、考え方というのは、お考えでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） まず1点目の御質問であります、さまざまな工種の修理等があるということですが、毎年公民館長の会議の折ですね、整備費補助の説明を行っております。そのときに、当然ながら施設整備費補助ですのでその対象になるものまたならないもの、そういったものを説明をさせていただいているところです。で、今回上がりましたものもすべてが公民館の施設の整備の修理に係るものでもございますけれども、内容等につきましてはですね、こういったことが行われていう情報はですね、今後の公民館長の中でも出していければというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） そういった形ですね、できればハード面は物で解決するかもしれませんが、この活性に本当に生かせるお金にしていきたいという思いもありますので、今ソフト面のですね充実、アイデアの共有そういう広報にきちっと上げていただいて、こういった活動がありましたというような、今後進めていただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、議員が御指摘いただいているのは、活性化交付金のことだということで

総務課からお答えさせていただきます。昨年度交付いたしました交付金につきましては、本年度から実際もう活用に寄与していただいているところがございます。その事業計画等につきましては、町職員がそれぞれ張りついて支援員として従事しております。情報の共有は庁内でも行っておりますし、また区長の皆様方もやっぱり交替はされていかれます。区長会の中でも、現在の計画であつたり取り組まれたことの実践発表と
いいますか、そういうものは図っていきたくと考えているところがございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかに。難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） 2番、難波です。生活福祉課にお尋ねいたします。中球磨幼稚園の認定こども園施設整備交付金ということで、厚労省それから文科省、二つの省からですね交付金 coming しているところ
でございます。この交付金は、先ほど今年度ということでお聞きしましたが、これは次年度もあるということ
なんでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、議員のお尋ねでございますが、2カ年間にわたる事業ということで、
予算化をまず本年度分について予算化を行い、次年度分につきましては債務負担行為をお願いをいたした次
第でございます。ちなみに、認定こども園ということで厚生労働省と文部科学省の双方の交付金といいまし
ょうか補助金がございます。説明で申し上げましたように、文部科学省分につきましては、県を經由して、
県補助金として交付されるという内訳になっております。国の補助金、厚生労働省関係につきましては、次
年度平成31年につきましては1,587万2,000円、文部科学省の交付金分、これにつきましては、幼
稚園部分の補助金でございます、防犯整備分ということになっておりまして、次年度分が968万6,0
00円の交付予定ということで、よって計画をいたしているような次第でございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） はい、ここはですね当初2億円ほどでこの施設の建設を見積もりされてい
たようなんですけれども、これが園児の数とかいろいろな事情があり、1億5,000万ほどに見積もりを下
げて申請をされたとも伺っております。こういう大きな施設というのはですね、単純に園児の頭数で5,
000万の差額が出るような立派な家が1軒立つようなですね金額、見積もりを下げるということは大きな
決断が園側のほうにあったんじゃないかと思うんですが、あさぎり町はですね、出生率も全国的には高いほ
うでありますし、人吉市とかほかの近隣町村からですね私が話を聞きましたところ、とても子育てのしやす
いところだよねっていういい評判がございます。こういうですね認定こども園にして、保育もそして教育も
一緒にやっていく、幼児の教育をしっかりやっていくという熱意のある園に対してですね、これからもう少
しですね、できる限りの補助、援助というものを町では支援していかれるのでしょうか、伺います。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 私のほうから少し考え方を説明申し上げます。これまでもですね、既に清水の保育
園とかですね幾つかの、そういったところが出てきて、これからさらに今進んでますこの中球磨幼稚園。そ
の後も検討されているというのがあるように聞いてます。これは基本的にですねこういった保育園子ども園
につきましては、国、県は国の補助金がありましてですね、それと町が出す、ようするに国県町の補助金割
合というのがもう定められておりまして、その割合に従って進めておるものがございます。ですからもう改
築新築に当たってもですね、自分のところの手持ち資金等々いろんな考えられまして、こういうだったら十
分今後その園として運営できるということ見通しを立てた上ですね、もうそれでみずからの今後の必要な
費用が出てきますので、それから逆算されて申請されるという状況でございます。ですから、基本的に今の
決められたこの割合においてですね、あさぎり町のみならず他の町村もその内容で支援していく、という
ものがございます。

◎議長（山口 和幸君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） はい、町長の考えをお聞きしまして安心しました。これからもですね、町内の子供たちの教育にしっかりと執行部のほうでも向き合っていただきたいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。ありませんね。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、議案第9号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。議案第9号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,125万2,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 議案第9号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明します。引き続き読み上げます。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正は、先ほど一般会計の補正で触れました介護保険指定事業者等管理システムを導入するため、増額補正するものでございます。歳入から説明を申し上げます。6ページをお開きください。1番枠の目2、その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金63万5,000円を増額いたしております。これは保険料で賄うことができない介護保険事業事務費を一般会計から繰り出さしたものを繰り入れるものでございます。次に、歳出を説明します。7ページになります。上の枠、目1一般管理費、節13委託料を35万円計上しております。これは事業所台帳システムと整備委託料でございます。システムの名称は、介護保険指定事業者等管理システムと現在熊本県が導入しており、市町村が送付した介護保険指定事業者に関する申請書を、県が現在代行入力により実施しておりますが、平成30年度いっぱい代行入力を終了するため、この介護保険指定事業者等管理システムを平成30年度中に導入するよう、熊本県より通知が来ております。これを受け、町では8月に導入運用をしたいと考えております。早期に導入するメリットとして、3つの効果が考えられます。1番目が、これまで県への申請の送付や、定期的に見直されます加算情報等をエクセル管理しておりますが、この煩雑な事務や台帳は紙台帳での管理が必要なくなり、事務の簡素化につながります。2番目が、介護保険指定事業者等からの問い合わせについて、現在は県を経由して問い合わせることが必要なくなり、迅速に対応することができるようになり、サービス向上につながります。3番目に介護保険法の改正により、平成30

年度より県から市町村へ移行された移管されました事業者への指導監査事務について、このシステムを活用することで、熊本県が過去に実施しました事務所への指導監査情報を閲覧することができますので、この情報をあさぎり町が今後実施します事務所への指導監査に活用することができます。次に、その下の節、これに関しまして節14事業者台帳システム使用料を28万6,000円計上しております。これは、13委託料で導入する予定でございます介護保険指定事業者等管理システムの利用料とサポート料になります。8月からの導入予定で、平成30年度は8カ月分を計上することになります。下の枠、予備費の1,000円の減額は、一般会計からの繰入金と歳出の差額を調整するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第10号

◎議長（山口 和幸君） 日程第8、議案第10号、ヘルシーランド改修工事建築物、機械設備工事、請負変更契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第10号、ヘルシーランド改修工事、建築物、機械設備工事でございます。請負変更契約の締結について提案いたします。ヘルシーランド改修工事、建築物、機械工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結することとする。平成30年6月15日提出、あさぎり町長、愛甲一典。1、工事名、ヘルシーランド改修工事、建築物、機械設備工事。2、工事内容、建築物。これは改修増築、外構、解体及び機械設備工事。3、工事場所、球磨郡あさぎり町上北地内。4、契約金額、変更前、3億4,560万円。変更後、3億5,711万1,074円。今回変更による増額、1,151万1,074円。5、契約の相手方、熊本県人吉市西間上町2,479番地、丸昭・味岡・勇建設工事共同企業体。代表者、丸昭建設株式会社、代表取締役、松村陽一郎。6、契約の方法、条件付一般競争入札。提案理由を申し上げます。平成29年11月10日の平成29年度あさぎり町議会第5回会議において議決されたヘルシーランド改修工事、建築物、機械設備工事請負契約について、請負変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。これがこの議案を提出する理由でございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく

お願いします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） それでは、議案第10号について説明をいたします。今回の工事請負契約の主な変更内容につきましては、一つ目は、建築工事関係でございまして、床のフローリングにつきまして、当初設計ではホール、食事スペース、大広間の廊下部分において、下地の調整を行った上で塗装する内容となっておりますが、傷や劣化が相当確認されたため、リニューアルを行うという観点から床フローリングの全面改修を行ったものとなっております。2番目に、外構工事関係でございまして、正面玄関前のアスファルト舗装部分におきまして、クラックなど劣化が散見されましたので、約1,400㎡程度を追加で舗装し直すということといたしました。あわせて、駐車ライン、誘導表示、パーキングブロックの追加を行うこととしたものでございます。このことに伴いまして、変更前の金額3億4,560万円を変更後の金額3億5,711万1,074円に増額の変更を行うものでございまして、今回変更による増額を1,151万1,074円とするものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 昨日聞けばよかったんですけど、改修工事等ですね床のフローリングの現状とかアスファルトの舗装程度の劣化とか、というのが途中で発見されたものなのか、その当初この工事を想定されるときにはそれについての懸念はなかったのか、途中でそういうことに気付かれてこのように変更契約なされるか、その辺のところを伺いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。ただいまの御質問でございまして、当初の工事を行う段階におきましては、変更でございまして当初について設計の中には入っておりませんで、その後の工事工程会議の中で、今回のリニューアル工事に伴いまして、あわせて行ったほうがよろしいのではないかという判断のもと、今回の変更で工事の追加等を行うものでございます。ということでございまして、ただ今申し上げましたように、工事の進捗の過程の中の工程会議において、課題等が出てまいったということで御理解いただければと思います。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 改修工事ですね、下地の調整を行って塗装するつもりであったが、キズや劣化が相当見られ、リニューアルの観点から、床フローリングの全面改修を行うと書いてございますけど、傷や劣化が相当見られたのは、その前、もう当初から見られていたならば、当初予算に組んで変更まですべきではなかったのではなかろうかと思うんですけど、そこは、担当課はどうお考えですか。

◎議長（山口 和幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時38分

◎議長（山口 和幸君） 再開します。副町長。

●副町長（小松 英一君） はい、担当課のほうですね答弁すべきところでございますが、この改修におきましては、当初は屋内、いわゆるその大広間、あるいは食堂スペース、通路部分につきましては、極力最小限のですね、改修を行うというふうな基本方針で、設計を組み立ててまいりました。御承知のとおり、大広間のところとの段差を解消するとか、当初設計から少しずつ動いてきた部分がありましたものですから、極

力工事費がかさまないようにということで、当初設計を積み上げたのは事実でございます。で、その時点でもいわゆる廊下の板材の損傷というのは認められていたんですけども、研磨をして塗装すればというふうなことで、私たちもできるだけ事業費がかさまないようにというふうな理解のもとに設計をさせていただきました。ただ幸いなことといたしますか、競争入札によりましての落札残もございましたものですから、これは改めてまた別途工事ですとしますと、諸経費の部分でありますとか、二重の経費を計上する必要がございますので、今回内部の床材につきましては、この改修の中で取り組ませていただければということで、変更の追加をお願いしたものでございます。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

日程第9 報告第7号～日程第11 報告第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、報告第7号、平成29年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてから、日程第11、報告第9号、平成29年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計の報告についてを一括して行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第7号から報告第9号まで一括して報告いたします。報告第7号、平成29年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告第8号、平成29年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、地方公共企業法第26条第2項ただし書きの規定により、報告第9号、平成29年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づき繰越計算書を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては、担当課長より報告いたしますので、よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい。それでは、報告第7号、一般会計の平成29年度、繰越明許費繰越計算書の説明をいたします。別表のとおりではございますが、事業名と、翌年度繰越額だけを述べさせていただきます。財源内訳につきましては、表に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。それから、繰越しの理由でございますが、これまで補正予算などで説明をしておりますので、割愛をさせていただきます。それでは1行目からです。公式ホームページリニューアル事業、837万6,000円。ヘルシーランド改修事業、2億4,660万8,000円。ふれあい福祉センター福祉拠点施設整備計画策定事業、160万円。農業基盤整備促進事業、1,900万円。舗装補修事業、1億2,506万5,000円。道路改良歩道整備事業、2,584万7,000円。小学校の備品購入事業、50万円。中学校備品購入事業10万円。上総合運動公園改修事業、464万4,000円。以上の翌年度繰越額の合計が4億3,174万円となっております。以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 報告第8号、平成29年度あさぎり町水道事業会計予算繰越計算書につい

て報告させていただきます。款1水道事業費、項1営業費用、事業名、浄水配水設備等修繕事業、翌年度繰越額628万4,000円。財源内訳としましては給水収益等でございます。平成30年1月に並木浄水場及び配水地につきまして、電気計装類の修繕事業2件を年度内完了予定で契約を締結しておりましたが、必要な機器が工場製作機器のため完成に時間を要し、また修理後にメーカーでの機器調整が必要であったため年度内に完成が困難となったためでございます。続きまして、報告第9号、平成29年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計について御報告させていただきます。これは一般会計同様事業名、翌年度繰越額の読み上げとさせていただきます。ストックマネジメント基本計画策定業務委託1,382万4,000円の繰越額でございます。以上報告を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第12 報告第10号

◎議長（山口 和幸君） 日程第12、報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますので、よろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、報告第10号の説明をいたします。報告第10号の裏面のほうをお願いいたします。専決第8号、専決処分の規定の根拠につきましては省略させていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1、相手方はここに記載のとおりの方でございます。以降につきましては最終ページの説明資料により説明いたします。1、公の施設の具体的な箇所は、深田地区町道下里永峰線でございます。2、事故の発生状況でございますが、平成30年4月16日午前11時10分頃、あさぎり町深田東地内の町道で、相手方の運転する車両が停車中のトラックを避けるために右側に寄った際に、側溝石蓋の上に乗り、もろくなった石蓋が割れて脱輪し、相手方車両の右前バンパーを破損させたものでございます。3、事故の原因は、側溝の石蓋が古くなり一部割れた状態になっていたためでございます。4、事故の損害額は、相手方車両修理額6万6,868円です。失礼いたしました。5、自己の責任割合は、町が100%でございます。6、損害賠償額は6万6,868円。7、損害賠償金の補てん、損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされます。8、和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関し、裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。なお、示談の成立は5月30日に成立いたしております。9、町の対策、側溝の石蓋の交換を行いました。また、再発防止について、該当箇所周辺のすべての側溝石蓋の点検し、不具合のある蓋の交換を行いました。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第13 同意第1号

◎議長（山口 和幸君） 日程第13、同意第1号、あさぎり町教育長の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第1号、あさぎり町教育長の任命同意について、提案いたします。あさぎり町教育長を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。平成30年6月15日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案する方の住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東960番地の7。氏名、米良隆夫様。生年月日、昭和30年1月12日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。学歴、職歴等について説明を申し上げます。まず学歴でございますけど、熊本県立球磨農業高等学校を卒業され、福岡大学体育学部体育学科を卒業されました。そして、昭和52年4月1日から教諭として菊陽町立菊陽中学校に赴任され、その後球磨郡内の各小・中学校の教諭として教務に当たられております。そして、平成16年4月1日から槻木小学校の校長を皮切りに久米小学校校長、それから山江中学校の校長、それからあさぎり町免田小学校の校長、それから水上中学校の校長ということで、各校長の席を全うされております。また平成25年26年度におきましては、球磨人吉中学校の体育連盟会長という仕事もされております。平成27年4月1日から、あさぎり町教育委員会教育審議員、そして、また平成30年4月1日からは、現在あさぎり町教育委員会地域学校共同活動推進員ということで今お願いをしている方でございます。なお、教育委員の方につきましては、これまで旧町村から1名を選出することにしておりましてけれども、教育委員としては、小中学生がいることまたは、女性の方も委員として確保することなど条件があり、非常にこれまでも選任が難しい場面が多々ありました。そういうことから、今後におきましては、各旧町村で1名を確保することを原則といたしますけれども、なかなか選任が難しいときにおきましては、旧町村枠1名にこだわらず、あさぎり町全般から適任者をお願いしてですね、今後は進めることにしたいとこういふふうに思っております。以上、提案申し上げますので、どうか同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 町長にお伺いいたしますが、今回の教育長に対して前回、全協等で御説明いただきましたが、期待するもの3項目ほど挙げられましたが、どういふことを期待して選任されるということでありましょか。お尋ねをしたいんですよ。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、今回からですね、あさぎり町におきましては、新しい教育長の選任の形になります。つまり、国の制度に基づきましてですね、教育長は、町長が選任して議会の同意を求めて決定するという方式に変わりました。これまで現教育長がですね、非常にさまざまな活動においてですね、しっかりとした教育運営を行っていただいたところでございます。そういう中でいろいろと考えたところでありまして、新しい教育長ですね、選任するに当たって、今まで現教育長のもとでいろいろやっていたことを、もう一歩踏み込んで、より現場型にですね、することができないかということでもあります。特に子供の教育におきましてはですね、その子がいかにかの早い段階で、自分で自信をもって行動する、勉強する、あるいはそういうことになるかということが一番の課題とっておりますので、こういったことを今までもやっていたておりましたが、なお一層こういふところをさらに高める取り組みをしてみたいということからですね、これを行うに当たって、ここを中心に、対話のできる子供の教育とかですね、あるいは思いやりのある子供といふいろいろなやっていきたいと思っておりますけど、ここは新しい方によって、少し教育携わる先生方とかのですね、雰囲気も変えてみてはどうかという思いがありましたので、新たな方をお願いするということで提案を申し上げたところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 新しい地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、27年の

7月の1日からですね、新しい法律のもとに運営されていると。その中で、今回は教育長に対しては、町長がみずからが任命といいますかね、すると任命することができるわけですね。そこでお伺いしますが、今のやってきたことに対してもう一步と言われましたけれども、今、この法律が改正されてこれまで総合教育会議というのが設けられていると思います。これは町長それから教育委員会合同の会議であります、そこにはやはり町長が今申し上げられたようなことをしっかりと協議をしながら、そしてそれを教育委員会が指導をしていくと末端までおろしていくと。そういうことがこの総合教育の会議の中ではうたわれておるわけですが、今までその総合教育の中会議の中において、町長が今言われたようなことについてはどのようなことを具体的に指導がなされて協議されてきたんですか。今までその足りない部分があるから、もう一步踏み込んで言われましたけれども、どういう時点でそういう判断がなされたのかお伺いしたいんですが。

●町長（愛甲 一典君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時01分

◎議長（山口 和幸君） 再開します。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、御指摘のようになりますね、新しい制度になりましてですね、私も年に何度か教育委員の皆さんにお集まりいただいて、あさぎり町の教育のあり方を協議をさせていただきます。意見交換をですね。また校長先生も交えて同じように意見交換もさせていただいているところでございます。先ほど申しましたように、現教育長でいろんな方針のもとにしっかりとやっていたことはもう事実であります。そういう中で、私は今回の全く教育長任命が新しくなりましたので、いろいろ考えたときに、今行ってるところよりもですね、少しやり方を変えてみたいという私自身思いがありますので、であれば、現教育長でいただくのもいいんですけど、もう少しこの教育に携わる先生方に対してのアプローチも少し変えてみたいので、新しい教育長のもとでやったほうがいいんじゃないかなということで、今回提案させていただきたいということでございます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 新しい先生についてどうのこうの言ってるわけでありませぬので、現教育長が誕生される過程が、御存じの通り当時の松尾教育長が自分の任期を途中でですね、辞退してそして、今の教育長にあとを譲られた。そういう非常に松尾教育長も期待をされてこうされたんだらうと、自分の任期を削ってですね。そういうことがあって、我々にも説明があって、私はそのときは異論を唱えましたが、そういう期待されての教育長でありますんで、私たちもそういうふうな見方でずっときておりました。ここにきてそういうことになりましたんで、いや、ちょっとこれまで、総合教育会議等もありながら、何でそういう議論がですね町長の思いがもしかすれば伝わらなかつたんだらうかとか、いろんなことを今考えたところでした。今後ですね、やっぱり回数がどれだけ年間に会議を行われるかそれはわかりませんが、ここはやはりそういう定期的にとしっかりと、例えば新しい教育長になられようとも本当にここは真剣にやっぱり町長の教育に対する思いというのは、そのための総合教育会議でありますから。そしてなおかつ、町長自身が任命、今回はするということであるならばですね。あんまりその溝ができないような形でですよ、やっていただかないと、私たちも安心してお任せすることはできないというふうに思うんですね。ですからそこをしっかりと今後はお願いを申し上げたいと思いますけれども。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） おっしゃるとおりでありまして、今現教育長、私の中で溝があるというふうには思

っておりません。本当にいろんな場面でしっかりとやっていただいております、そこはないんですけど、でも今言われましたようにですね、今回、改めて任命されることになったとしてですね、私はこれまで以上にしっかりと総合会議等もですね、よくなって、より町の教育の姿がわかりやすく前に進んでいくようにですね、進めていきたいと思っておるところでございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにございませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから同意第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉じます。ただいまの出席議員数は15人です。次に、立会人を指名します。11番、小見田議員、12番、奥田議員を指名します。

◎議長（山口 和幸君） 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

◎議長（山口 和幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長（山口 和幸君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 開票を行います。小見田議員、奥田議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 投票の結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち賛成10票、反対5票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号、あさぎり町教育長の任命同意については、同意することに決定しました。

日程第14 同意第2号～日程第18 同意6第

◎議長（山口 和幸君） 日程第14、同意第2号から日程第18、同意第6号までのあさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、関連がありますので一括議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第2号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので議会の同意を求める。平成30年6月15日提出、あさぎり町長、愛甲一典。それぞれの方の、住所氏名等を申し上げます。はい、各委員ごとに提案をいたします。同意第2号、あさぎり町固定資産税評価委員会委員の選任同意について、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。平成30年6月15日提出、あさぎり町長、愛甲一典。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上東1369番地の4、氏名、藤川友行様。生年月日、昭和26年12月20日生まれ。同意第3号、熊本県球磨郡あさぎり町免田東2837番地50、氏名、川口修一様。生年月日、昭和24年8月16日生まれ。同意第4号、住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北99番地の1、氏名、富田道孝様。生年月日、昭和31年10月12日生まれ。同意第5号、住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵4837番地、氏名、佐藤祐恵様。生年月日、昭和42年3月28日生まれ。同意第6号、住所、熊本県球磨郡あさぎり町深田東2350番地、氏名、白柿耕一様。生年月日、昭和30年1月24日生まれ。以上、提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提出者の説明が終わりましたので、これから同意第2号から同意第6号まで質疑を

行います。質疑ありませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これはこれで質疑を終わります。

◎議長(山口 和幸君) お諮りします。同意第2号から同意第6号まで、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。同意第2号から同意第6号まで、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで同意第2号から同意第6号までの討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案別に採決を行います。まず、同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は15人です。次に、立会人を指名します。13番、久保田議員、14番、溝口議員を指名します。

◎議長(山口 和幸君) 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

◎議長(山口 和幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長(山口 和幸君) ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長(山口 和幸君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 開票を行います。久保田議員、溝口議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長(山口 和幸君) 投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち賛成15票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎議長(山口 和幸君) 次に、同意第3号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は15人です。次に、立会人を指名します。1番、市岡議員、2番、難波議員を指名します。

◎議長(山口 和幸君) 投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

◎議長(山口 和幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長(山口 和幸君) ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長(山口 和幸君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 開票を行います。市岡議員、難波議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長(山口 和幸君) 投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち賛成15票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎議長(山口 和幸君) 次に、同意第4号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員は15人です。次に、立会人を指名します。3番、加賀山議員、4番、橋本議員を指名します。

◎議長(山口 和幸君) 投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

◎議長(山口 和幸君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検しま

す。異状なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長（山口 和幸君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 開票を行います。加賀山議員、橋本議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 開票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち賛成15票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） 次に、同意第5号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は15人です。次に、立会人を指名します。5番、久保議員、6番、小出議員を指名します。

◎議長（山口 和幸君） 投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

◎議長（山口 和幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長（山口 和幸君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 開票を行います。久保議員、小出議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち賛成15票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） 次に、同意第6号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は15人です。次に、立会人を指名します。7番、森岡議員、8番、豊永議員を指名します。

◎議長（山口 和幸君） 投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

◎議長（山口 和幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長（山口 和幸君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 開票を行いません。森岡議員、豊永議員、開票の立ち会いをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 投票結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち賛成15票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

日程第19 広報調査特別委員会委員の辞任について

◎議長（山口 和幸君） 日程第19、広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。6月14日に徳永正道委員、小見田和行委員、森岡勉委員から各常任委員会の申し合わせにより、広報調査特別委員を辞任したいとの申し出がっております。お諮りします。本件は申し出のとおり辞任することを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、徳永正道委員、小見田和行委員、森岡勉委員の広報調査特別委員の辞任を許可することに決定しました。

日程第20 広報調査特別委員会委員の選任について

◎議長（山口 和幸君） 日程第20、広報調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。広報調査特別委員会委員に3人の欠員が生じたので、新しい委員の選任を行います。お諮りします。新しい委員については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、加賀山瑞津子議員、久保田久男議員、溝口峰男議員を指名したと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、新委員として加賀山瑞津子議員、久保田久男議員、溝口峰男議員を選任することに決定しました。

日程第21 発議第1号

◎議長（山口 和幸君） 日程第21、発議第1号、地域公共交通調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。本案について、提出者の趣旨説明を求めます。13番、久保田久男議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 発議第1号、あさぎり町議会議長、山口和幸様。提出者、久保田久男。賛成者、小見田和行。地方公共交通調査特別委員会設置に関する決議、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条の規定により提出します。提出の理由を申し上げます。生活交通弱者の交通手段の確保をし、利便性のある地域公共交通の整備をスムーズに行うため、2元代表制の一翼を担う議会として特別委員会を設置し調査する必要がある。以上であります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第22、発議第2号、防災拠点整備調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。13番、久保田久男議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 発議第2号、あさぎり町議会議長、山口和幸様。提出者、久保田久男。賛成者、森岡勉。防災拠点整備調査特別委員会設置に関する決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条の規定により提出します。提出の理由を申し上げます。防災拠点施設整備に当たり、町民の生命財産を守る拠点としてふさわしい施設とするため、2元代表制の一翼を担う議会として特別委員会を設置し調査する必要がある。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 質問します。今回の施設整備ということで防災拠点の施設整備ということでやるわけですが、これはどこの部分から議論といいますか、調べるわけなんですか。というのが、新設するのにふさわしい防災センターとかを考えたり調査したりする委員会なのか、もしくは防災センターというよりも防災設備、機能ですね。機能を高めるためうちの町の機能を高めるための勉強をするとか調査をする委員会なのか。で、その中の結果として新設もありうるとか、もしくは、今の庁舎内にあるほうがふさ

わしいとかそういう議論も出てくると思うんですけども、その最終的な目的というところはどこになるんでしょう。

◎議長（山口 和幸君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 今久保議員から質問されたことを含めてですね、近年の各地域における災害等を考えたときにですね、やっぱりあさぎり町として、防災の拠点施設が必要ではないかということも含めてそれと町の計画も出てきて、ありますので、そこら辺も含めて調査、今回の今月末に一応研修も視察研修も計画しておりますので、そこら辺で皆さん方と、特別委員会を設置した形で今から検討していくということであります。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） それでは確認です。それでまず、この特別委員会は新設のための特別委員会ではないと、まず防災の整備を強化する、そしてうちの町が防災について、災害に強いまちにすると、そういう意味合いのところから始まる委員会であると理解してよろしいですかね。

○議員（13番 久保田 久男君） 研究していくということであります。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） はい、新設も含めて、それ以外の可能性もあるということですよ。

○議員（13番 久保田 久男君） よろしいですか。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 似ているような質問でございますけど、特別調査委員会の場合、付議された事件というのをある程度絞らなければならないと思っております。要は執行権を害しない程度の、監視の範囲で行うということが付議する事件に明確にあらわすべきと思うんですけど、そこはどのようにお考えなのか。要するに設置するのは執行権がある町であるし、我々はその防災拠点に関する特別委員会を設置する場合のですね、その監視の権限をどのように明確にこの委員会の中の付議事件としてうたい込むのか、その辺の思いがあったらお伝えしたいと思えます。

◎議長（山口 和幸君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） ただいまの小見田議員の質問でありますけど、そこら辺はですね、やはりまだ、この防災センターに関するですね、拠点施設に関するその執行部としてのまだはっきりした計画等もまだ示されておきませんので、そこら辺も含めて執行部とともにですね、議会としても一緒に協議しながら、よりよきこの目的に沿うようにやっていければということでございますので、今のところそこら辺はですね、ちょっと白紙状態といえますか。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） やはり今回設置することになるとですね、やはりそこ辺のところはやはりあの要するに、執行される権限を持たれる側の設置が見えてくることに関して、防災拠点としての考え方として、2元代表制の議会としてそれにどういうふうに調査検査を行っていくかということが特別委員会の役割だと思ってるんですよ。だから、そこ辺のところ同時にこの執行部と議会とっていうのもちょっとその辺の立場上考えると、ちょっと無理があるのかなど。やはりあの執行権を害しない侵害しない範囲で干渉するというふうな、例えばですね。そういう文言をそういう意味合いを込めたなんか文言を付議事件の中に盛り込んでおいたほうがいいのかという点をもってちょっと考えを聞いたわけでございます。はい。

◎議長（山口 和幸君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 地域公共交通調査特別委員会、防災拠点整備調査特別委員会及び広報調査特別委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時03分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第23 特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について

◎議長（山口 和幸君） 日程第23、特別委員会の委員長、副委員長の選任結果についてを議題とします。

各委員会の代表者に報告願います。地域交通調査特別委員会。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 地域公共交通調査特別委員会が設置されまして、委員長に皆越てる子、副委員長に奥田公人議員が決定されました。御報告いたします。

◎議長（山口 和幸君） 防災拠点整備調査特別委員会、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 防災拠点整備調査特別委員会委員長に私、永井英治、副委員長に市岡貴純議員が選任されました。報告をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 広報調査特別委員会。

○議員（2番 難波 文美さん） 改選に伴いまして、広報調査特別委員会委員長に私、難波文美、そして副委員長に橋本誠議員が選任されましたので、よろしく願いいたします。

日程第24 議員派遣の件

◎議長（山口 和幸君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。お手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任す

ることに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町議会第3回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼、お疲れ様でした。

午後3時06分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 口 和 幸

署名議員 森岡 勉

署名議員 豊 永 喜 一